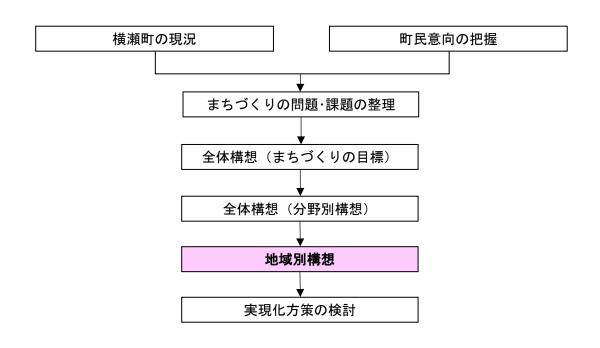


地域別構想



1. 地域区分の設定

(1)地域別構想について

地域別構想では、全体構想に基づき、一体的な地域づくりを進めることが望ましい地域を設定し、 その地域ごとに「地域の特性」、「地域の課題」を整理したうえで、「地域整備の目標」とその実現に 向けた「地域づくりの方針」を示します。

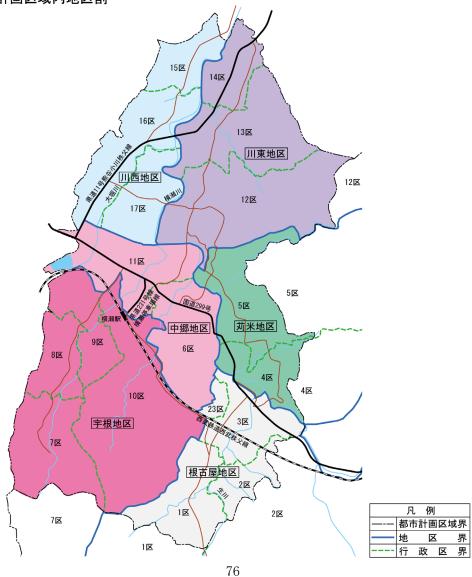
(2) 地域区分の考え方

一般的に地域を区分する境界には、行政区域、行政区(字や町丁目)、用途地域等の都市計画適用 状況、土地利用のまとまり(団地、農地等)、地形条件(丘陵地、河川、幹線道路、鉄道等の分断要素) などがあります。

本町の状況に目を向けると、地域の身近な地域区分として行政区が使われており、地域コミュニティの境界として用いられています。

行政区以外では、物理的分断要素として、国道 299 号などの幹線道路や西武鉄道西武秩父線の線路、用途地域内外にわたる境界線などがあります。

図 都市計画区域内地区割

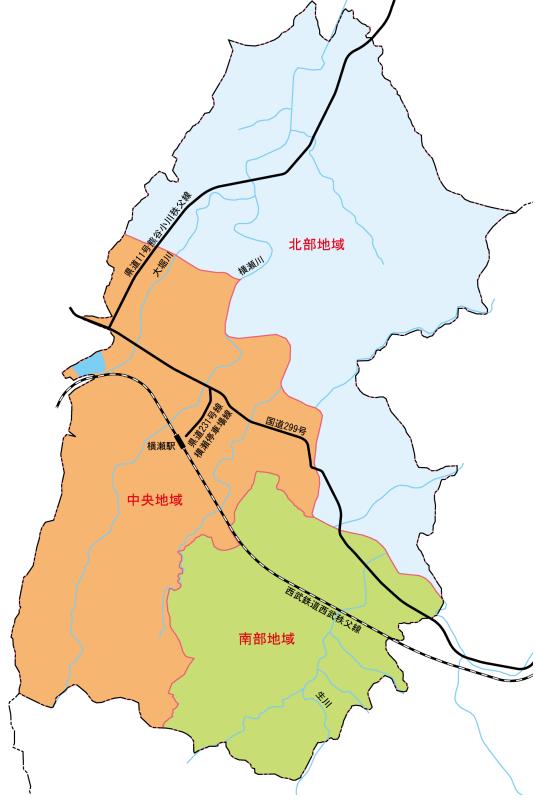


(3)地域区分の設定

本町の地形構造、土地利用、施設分布を考慮し、都市計画区域を3地域に区分します。

地域区分は、横瀬川周辺の田園地域と丘陵地で構成される北部地域、横瀬駅を中心に都市機能が 集積する中央地域、主要な工業施設が分布し、武甲山山麓の丘陵地が広がる南部地域の3地域に分 割します。

図 地域区分



2. 北部地域

- 〇北部地域は、中央に横瀬川が流れ、横瀬川周辺の平坦地に田園地域が広がっています。地区では苅米、川東、川西地区の一部が該当します。
- ○幹線道路である県道 11 号熊谷小川秩父線が地域の骨格を形成し、 周辺地域には商業・サービス施設が立地しています。また、寺坂 棚田や町民グラウンド、花咲山公園のほか観光農園が立地するな ど、観光レクリエーション施設が地域東側に集積しています。
- ○地域の面積は、約334haで、都市計画区域(789ha)の42%を占めています。





横瀬町総合福祉センター

(1)地域の特性

1)人口、世帯数

- ○地域の人口、世帯数は 2020 年時点、人口で 3,395 人、世帯数で 1,412 世帯が居住し、都市計画 区域総人口の 46%を占めています。
- ○2000 年以降の 20 年間の人口、世帯数の変化は、人口が 18%程度減少しているのに対し、世帯数 は 8%程度増加しています。

図 人口、世帯数の推移(各年4月1日現在)



資料:住民基本台帳

2〉地域の特性

① 土地利用

- ○宅地は、主に横瀬川周辺の平坦地に住宅地が分布しています、
- ○県道 11 号熊谷小川秩父線沿道には、食料品や日用品を扱う商業施設や自動車整備などのサービス施設、工場などが立地しています。
- ○農地は、横瀬川周辺の平坦地を主体に分布し、地域の東側には寺坂棚田があります。
- O山林は、地域の東西の丘陵地にまとまって分布しています。
- ○河川は、大堀川、曽沢川、大入沢等が横瀬川に合流しています。横瀬川は秩父市山田へ流れて いきます。

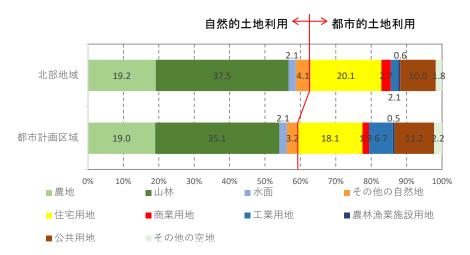
② 交通基盤

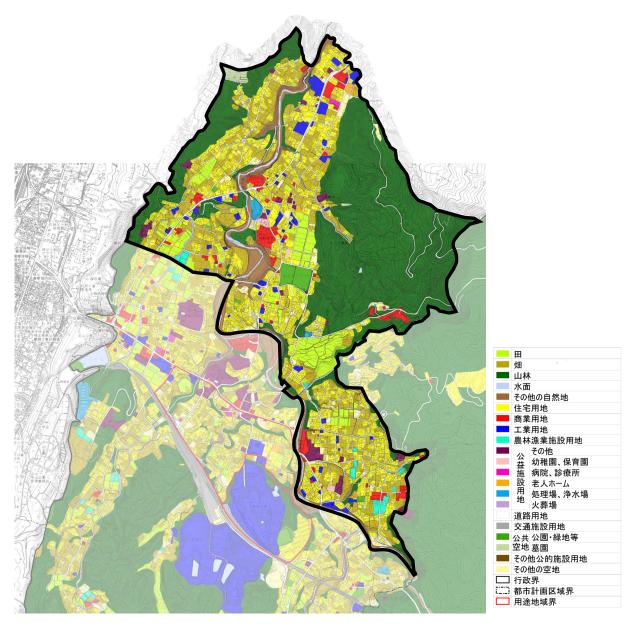
- ○幹線道路は、県道 11 号熊谷小川秩父線が南北に通り、地域の主要骨格を形成しています。
- 〇県道 11 号熊谷小川秩父線や国道 299 号につながる町道 2 号線、 5 号線、 6 号線、 9 号線等の路線が、地域集散道路として地域の交通アクセスを支えています。
- ○公共交通は、西武観光バスと予約型乗合タクシーが運行しています。

③ 主要施設、地域資源

- ○花咲山公園、町民グラウンド、寺坂棚田、民間観光農園などの観光レクリエーション施設が地 域東側に集積しています。
- ○横瀬川沿いは、斜面緑地が広がり、東西両側の丘陵緑地、田園の緑とともに、優れた自然景観を形成しています。
- ②主要施設は、総合福祉センター、保育所、水質管理センター、公会堂、コミュニティ広場、認定こども園、消防署等の公共公益施設、秩父札所三十四箇所の第五番語歌堂、第六番ト雲寺、第七番法長寺、第十番大慈寺、また、民間の観光農園があります。

図 土地利用現況





資料:都市計画基礎調査

(2)地域の課題

1) 田園環境の保全と居住環境との調和

- ○平坦地は、農地と集落が混在する田園地域となっていますが、高齢化等による後継者不足などにより、耕作放棄地が発生しており、農業の継続、優良農地の保全が課題となっています。
- 〇耕作放棄地の一部は、3,000 ㎡以下の造成により宅地分譲地となっており、立地条件の良好な地区で自然的土地利用と都市的土地利用の混在化が見られます。

2) 安全な道路環境の形成

- 〇幹線道路である県道 11 号熊谷小川秩父線や主要な町道の地域集散道路では、歩道の未設置区間があるなど、歩行者の安全性の確保が必要になっています。
- ○地域集散道路や生活道路に狭あい部分があり、災害発生の非常時において、通行、避難、救急活動の支障になるおそれがあります。

3) 花咲山公園、町民グラウンド、寺坂棚田の整備

○観光レクリエーションゾーンを構成する花咲山公園、町民グラウンド、寺坂棚田は、町民だけでなく、来街者による利用、活用がされていますが、より本町の魅力となるよう、快適で魅力的な空間とする整備や活用方法の検討が必要です。

4) 下水道、合併浄化槽の整備促進

○特定環境保全公共下水道処理区域の下水道の整備推進と下水道処理区域外の合併浄化槽の設置 促進を図る必要があります。

5) 自然環境の適正管理

○横瀬川の清流や河岸の斜面緑地、地域外周部の丘陵地の緑地は、本町のイメージを想起させる緑地であり、今後も適正な管理をしながら、開発等により失われない方策が必要です。

6) 自然災害に対する備え

○丘陵地と平坦地の境目には、土砂災害警戒区域となっている箇所が点在しています。横瀬川の増水時に浸水するおそれのある箇所があるため、風水害や地震等の自然災害に対応した地域づくりが必要です。

7) 空き家、低・未利用地の増加

○空き家や耕作放棄地などの低・未利用地が点在しています。空き家や低・未利用地が適正に管理 されないまま放置されると、地域の防災・防犯、景観、生活環境の悪化など、様々な問題が生じ る恐れがあります。

(3)地域整備の目標

1)地域の将来像

本地域は、変化のある地形の中で、住宅地と農地によって、うるおいと落ち着きのある田園地域を形成してきた地域で、中央部には花咲山公園、町民グラウンド、寺坂棚田などのスポーツ、レクリエーションを楽しめる施設や地域資源を有しています。

一方、地域の骨格を形成する県道 11 号熊谷小川秩父線が南北に通り、沿道には、商業・サービス 施設が立地する利便性の良さも有しています。

この豊かな「自然環境」や「田園空間」を本地域の貴重な財産として守りつつ、住みやすい地域 づくりを目指して、本地域の将来像を次のとおりとします。

■地域の将来像

「自然を感じ、一人ひとり生き生きと住みやすいまち」

2) 地域づくりの目標

本地域の特性及び課題を踏まえ、将来像の実現に向けた地域づくりの目標を以下に掲げます。

- ●良好な自然環境や自然景観の保全と活用
- ●自然的・都市的土地利用が調和した田園的な土地利用の推進
- ●幹線道路を軸とした安全性と効率性の高い道路ネットワークの構築
- ●憩いの場、交流の場を活用した地域の活性化

この目標に則し、地域づくりの方針として、土地利用に関する方針、都市基盤に関する方針、都市環境に関する方針、防災に関する方針を定めていきます。

(4)地域づくりの方針

1) 土地利用に関する方針

① 幹線道路沿道利用地

国道 299 号と県道 11 号熊谷小川秩父線の沿道は、その交通特性から商業施設、サービス施設、住宅が複合的に立地しています。今後も国・県道や都市間連絡道路の沿道は、地域利便の促進に資する商業・サービス施設等の立地誘導を図るとともに、沿道土地利用の適切な誘導を図ります。都市間連絡道路は構想段階であり、具体的なルートや位置は定まっていませんが、建設により周辺の土地の利便性が高まり、土地利用動態に大きく影響すると考えられます。検討の進捗にあわせ、周辺の土地利用の構想を随時改めていくこととします。

② 田園集落地

農地と住宅地、集落地を主体に構成されています。今後も、営農環境の保全とゆとりある居住 環境の維持、向上を図ることで、人口定着を促進し、地域コミュニティを維持していきます。

③ 公園施設等

町民や来街者のレクリエーション等のため、既存施設を維持します。

4) 森林

丘陵地の緑地は、優れた自然環境、自然景観を有しているとともに、本都市計画区域の景観的 特徴でもあります。今後も、無秩序な開発等により環境、景観が損なわれないよう努めます。

⑤ 観光レクリエーションゾーン

花咲山公園、町民グラウンド、寺坂棚田、民間観光農園、中央地域のウォーターパーク・シラヤマ、民間温泉施設など、本町の主要なレクリエーション施設等が集積している一帯を、町民だけでなく、来街者も含めたスポーツ、レジャー、レクリエーションのゾーンとして捉え、各種施設の機能を連携させながら、健康増進、観光振興、交流促進を図ります。

2) 都市基盤に関する方針

① 道路·交通

○幹線道路

■国道 299 号

本地域部分については、歩道も設置され、車、歩行者の安全な通行が可能となっています。 今後も、適切な維持管理を県に要望していきます。

■県道 11 号熊谷小川秩父線

本地域の骨格軸となる路線であり、交通量も多く、沿道には商業・サービス施設が立地しています。しかし、歩車道の分離が不十分であるため、早期に全区間の歩道整備が完了するよう 県に要望していきます。

■都市間連絡道路(仮称 宮地·横瀬線)

国道 299 号の交通負荷の分散や秩父市、西関東連絡道路へのアクセス強化を目的として構想されている幹線道路です。都市構造、土地利用にも影響する幹線道路であることから、関係機関との調整を図りながら、路線整備の検討を進めます。

〇地域集散道路(町道)

幹線道路とともに本地域の骨格を形成する主要な町道で、地域の発生交通を国県道に誘導し、 地域の連絡を円滑に行うための役割を担った道路です。相互交通が可能な幅員や、歩行者、自 転車、車椅子利用者が安全、快適に通行できるよう歩道等の確保を進めます。

○歩行者通行空間

住民のウォーキングや来街者が花咲山公園、町民グラウンド、寺坂棚田などの観光レクリエーション施設を散策するための歩行者空間を「日本一歩きたくなる町プロジェクト」におけるウォーキングコースを主に構築し、安全で快適に通行できる歩行者通行空間の確保を推進します。

〇公共交通

■路線バス

西武観光バス定峰線、三沢線が県道 11 号熊谷小川秩父線に運行されています。今後も、通学 や買物等の移動手段として事業者と協力して路線バスを維持していきます。

■予約型乗合タクシー

地域内を予約型乗合タクシーが運行しています。今後も、高齢者等の移動手段の利便性向上に努めていきます。

② 公園・緑地等

〇公 園

■町民グラウンド

憩いの場、交流の場、健康増進の場の機能を有し、本町全体を利用圏域とする地域の主要施設であり、今後も施設整備、維持管理を推進していきます。

■花咲山公園

本地域だけでなく、観光機能を有する広域的な憩いの場として、季節感のある公園整備に向け、施設整備、運営、維持管理を推進します。

■コミュニティ広場

現在、3箇所のコミュニティ広場があり、今後も地域の管理運営のもと、地域コミュニティ 形成の拠点として利活用していきます。

また、必要に応じ、コミュニティ広場内に「プレーパーク」の配置など、子育て支援を目的 とした整備を検討していきます。

〇緑 地

■寺坂棚田

県内最大級の棚田であり、現在も稲作が行われています。また、観光資源として、稲作体験や景観を利用したイベントが行われています。今後も、官民が協力して本町の特色の一つである棚田を保全していきます。

■森 林

丘陵地の森林は、本地域の景観的特徴であり、優良な自然環境、自然景観を有しています。 今後も、無秩序な開発等により緑地が損なわれないよう保全を図ります。

■河岸緑地等

横瀬川等の河川沿いの斜面緑地やその他の良好な緑地は、景観的、自然生態的にも重要な緑地として保全を図ります。

③ 都市施設等

〇公共下水道

本地域の南側は、既に特定環境保全公共下水道が供用開始されており、未整備の北側処理区域の整備を推進するとともに、下水道処理区域外の合併浄化槽の設置促進を図り、公共用水域の水質改善を図ります。

○その他施設

■町有施設

水質管理センター、総合福祉センター等の公共施設は、各施設管理者が適正な施設の維持管理を推進します。

■公会堂

各区による適正な維持・管理を行うとともに、地域のコミュニティ拠点としての機能の向上 に努めます。

■歴史文化施設

秩父札所三十四箇所(第五番語歌堂、第六番ト雲寺、第七番法長寺、第十番大慈寺)や島田家 建造物の文化財などの歴史文化施設は、地域の歴史文化を伝える町の歴史文化資産として保護、 保全を図っていきます。

3) 都市環境に関する方針

① 景 観

○自然景観

丘陵地の緑や農地の自然景観、河川の親水景観、後背の緑地と融合した田園景観を、自然に 根ざした豊かな景観として保全、育成し、後世に継承していきます。

○都市景観

幹線道路や新たに整備を検討する都市間連絡道路の沿道地区は、商業施設等の多様な用途の施設が立地する可能性があることから、幹線道路の沿道にふさわしい都市景観の維持、向上に配慮した景観育成を推進します。屋外広告物等の視覚的に目立つ施設、設備は、良好な景観の維持、向上のため、町の景観形成にふさわしくない規模、形態、色彩の屋外広告物が立地しないように、埼玉県景観計画に従って指導を進めます。

② 環 境

○公共用水域

本地域は、川東地区及び川西地区の一部が公共下水道区域になっており、今後も、健全な下水道運営のため、未整備区域の整備促進と加入率の向上に努めるとともに、公共下水道区域以外については、合併浄化槽の導入及び適正管理に努め、公共用水域の水質向上に努めます。

4) 防災に関する方針

①ハード防災

○避難場所

避難場所となっている広場、コミュニティ施設の防災機能の充実を図ります。

○避難路

安全な避難路の整備、確保のため、主要道路の拡幅、歩道整備等の道路整備を推進します。

○河川整備

横瀬川増水による浸水のおそれのある箇所については、県に護岸整備等の河川改修、整備の 要請を行っていきます。

〇治山·治水

土砂災害警戒区域と特別警戒区域が分布することから、特に危険な箇所については、円滑な整備、改善に向けた関係機関への働きかけを推進します。

② ソフト防災

○地域コミュニティ等

地域が一体となって防災力を強化するため、自主防災組織、地域コミュニティの育成を推進します。

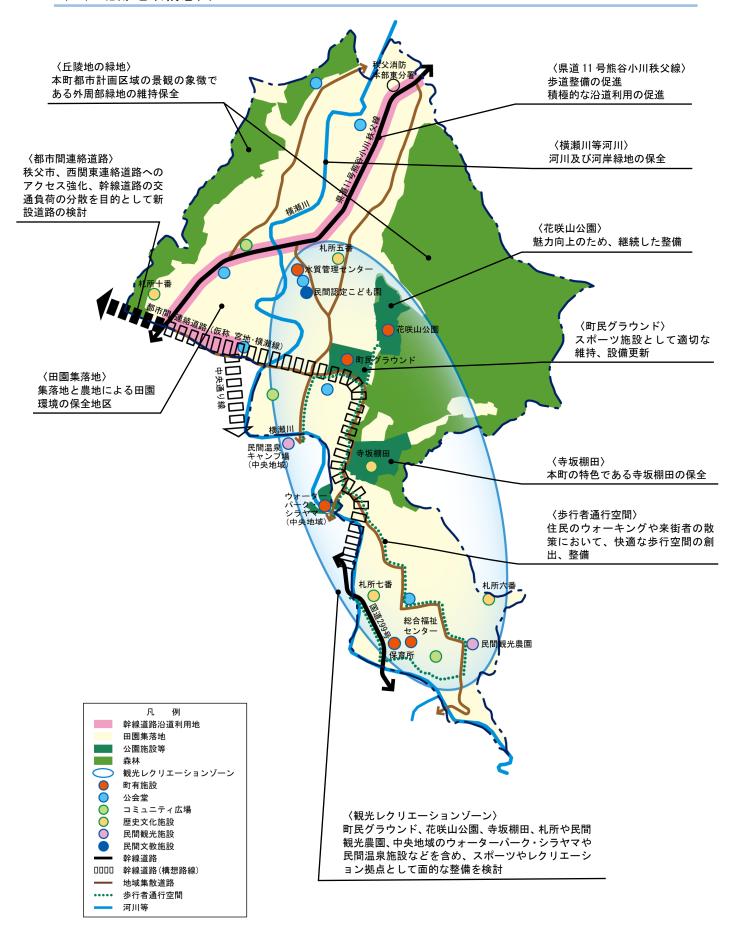
○防災情報の共有等

通常時において、ハザードマップ等の防災情報の共有、災害危険箇所の確認、避難場所・避難 路の確認等を促進します。

③ 空き家、低·未利用地の対策

管理がされていない空き家、低・未利用地については、所有者に適正管理について働きかけを行っていきます。また、空き家の利用を促進するため「ちちぶ空き家バンク」による利活用や補助制度(住宅環境改善及び空き家活用促進補助金)の普及、情報提供を推進します。

(4) 北部地域構想図



3. 中央地域

- ○中央地域は、横瀬駅周辺に広がる市街地とその周辺地域で、用途地域 の第一種住居地域が市街地に指定されており、地区では、中郷、宇根、 川西地区の一部が該当します。
- ○東西方向に国道 299 号と西武鉄道西武秩父線、南北方向に県道 11 号 熊谷小川秩父線と県道 231 号横瀬停車場線が通り、周辺に市街地を形 成しています。市街地の周辺は、農地と住宅地による田園地域で、宇 根地区には観光農園が点在しています。
- 〇地域の面積は約281haで、都市計画区域(789ha)の36%を占めています。





(1)地域の特性

1)人口、世帯数

- ○地域の人口、世帯数は 2020 年時点、人口で 3,032 人、世帯数で 1,186 世帯が居住し、都市計画 区域総人口の 42%を占めています。
- O2000 年以降の 20 年間の人口、世帯数の変化は、人口が 9 %程度減少しているのに対し、世帯数は 16%程度増加しています。

図 人口、世帯数の推移(各年4月1日現在)



資料:住民基本台帳

2) 地域の特性

① 土地利用

- 〇宅地は、主に横瀬駅周辺の第一種住居地域と国道 299 号から北側に分布しています。
- ○国道 299 号、県道 11 号熊谷小川秩父線沿道には、日用品を扱う商業施設や食堂、銀行などのサービス施設が立地しています。
- ○町役場、小・中学校、町民会館等の公共施設が集積しています。
- ○農地は、大堀川、兎沢周辺に分布しています。姿エリアでは宅地への転用が多くなっています。
- O山林は、地域の東西にまとまって分布しています。
- ○河川は、宇根地区に兎沢、姿エリアに大堀川が流れ、東側を流れる横瀬川に合流しています。

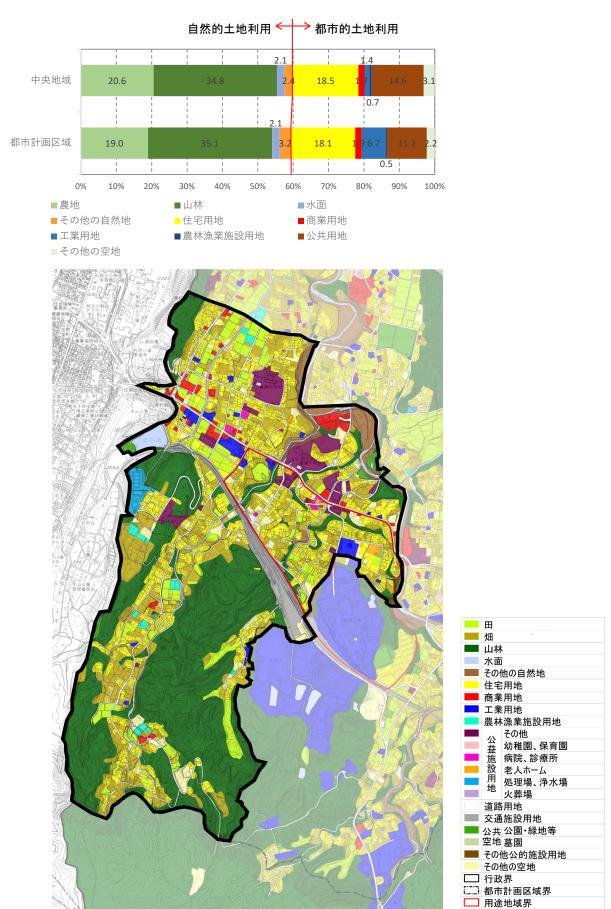
② 交通基盤

- ○幹線道路は、国道 299 号が東西に、県道 11 号熊谷小川秩父線と県道 231 号横瀬停車場線が南北に通り、これらの幹線道路が地域の主要骨格を形成しています。
- ○幹線道路につながる町道3号線、4号線、5号線、9号線等の路線が、地域集散道路として地域の交通アクセスを支えています。
- ○公共交通は、西武鉄道西武秩父線の横瀬駅があり、他に路線バスの西武観光バスと予約型乗合 タクシーが運行しています。

③ 主要施設、地域資源

- ○横瀬川の親水空間を活かしたウォーターパーク・シラヤマがあり、町内外を問わず多くの人に 利用されています。
- 〇主要施設は、町役場、横瀬小学校、横瀬中学校、児童館、町民会館、歴史民俗資料館、交番等 の公共公益施設、秩父札所三十四箇所の第九番明智寺、また、民間の観光農園、温泉施設、キャンプ場が立地しています。

図 土地利用現況



資料:都市計画基礎調査

(2)地域の課題

1) 市街地にふさわしい施設の集積と居住環境の向上

- ○横瀬駅周辺は、中心市街地として賑わいや利便性の向上のための検討が必要です。
- ○第一種住居地域内において未利用地や耕作放棄地が散見されます。
- ○姿エリアでは、農地の宅地化が進んでおり、自然的土地利用と都市的土地利用の混在化による営 農環境、居住環境の低下が懸念されます。

2) 効率的な道路・交通ネットワークの確率と安全性の確保

- ○国道 299 号は、交通量が多く、渋滞も多く発生しており、広域ネットワークの検討が必要となっています。
- ○国道 299 号は第1次緊急輸送路に指定されていますが、歩道の未設置、狭あい区間があり、歩行者等の安全性の確保が必要です。
- ○横瀬駅前は、歩行者、自動車、公共交通等の結節点となりますが、機能や安全性が十分でない状況です。
- ○地域集散道路では、歩道の未設置区間があるなど、歩行者の安全性の確保が必要です。

3) 市街地等に対応した公園の整備と活用

- ○第一種住居地域内や住宅地化が進む姿エリアに都市公園が設置されておらず、街区公園などの公園の整備を検討する必要があります。
- ○ウォーターパーク・シラヤマは、町民の公園から交流拠点として町内外多くの人に利用されるように変化しており、利用者ニーズに合わせた改善が必要です。

4) 自然環境の適正管理と有効活用

○全域が県立武甲自然公園に属することを踏まえ、河川の清流や河岸の斜面緑地、風景として写る 丘陵地の緑地等の豊かな自然を適正に管理し、貴重な自然は保全策を図る必要があります。

5) 自然災害、都市災害に対する備え

○兎沢の周辺等には、土砂災害警戒区域となっている箇所が点在しています。風水害や地震等の自然災害への対応とともに、市街地では安全に防災活動や避難できる都市防災機能の向上が必要です。

6) 空き家、低・未利用地の増加

○新築動態で新たな建築物が増える一方、空き家や耕作放棄地などの低・未利用地も発生しています。空き家や低・未利用地が適正に管理されないまま放置されると、地域の防災・防犯、景観、生活環境の悪化など、様々な問題が生じるおそれがあります。

(3)地域整備の目標

1) 地域の将来像

本地域は、町役場、小・中学校、町民会館等の公共施設や銀行、郵便局といったサービス施設等、 多様な都市機能が集積し、また、交通結節点である鉄道駅もあるなど、町の中心地と言える地域に なります。

また、国道 299 号、県道 11 号熊谷小川秩父線、県道 231 号横瀬停車場線が通り、西武鉄道西武 秩父線横瀬駅は特急停車駅であるなど、交通利便の高い地域でもあります。

一方で、本地域の北東側を流れる横瀬川には、ウォーターパーク・シラヤマがあり、西側は丘陵地や秩父市の羊山公園芝桜の丘に隣接し、南側は武甲山の山麓の緑が広がり、自然も身近にあります。 町の顔、玄関口として、「魅力ある中心市街地」と町内外の多くの人が「集い、交流」する地域づくりを目指して、本地域の将来像を次のとおりとします。

■地域の将来像

「町の顔、玄関口として、魅力ある活力と交流が咲きほこるまち」

2) 地域づくりの目標

本地域の特性及び課題を踏まえ、将来像の実現に向けた地域づくりの目標を以下に掲げます。

- ●駅を起点とした、まちなか再生による地域の活力向上
- ●都市的土地利用の推進と田園環境の共存
- ●都市間連絡道路や新設道路などによる新たなポテンシャルを活かしたまちづくり
- ●幹線道路を軸とした安全性と効率性の高い道路ネットワークの構築

この目標に則し、地域づくりの方針として、土地利用に関する方針、都市基盤に関する方針、都市環境に関する方針、防災に関する方針を定めていきます。

(4)地域づくりの方針

1)土地利用に関する方針

① 中心市街地

第一住居地域の駅周辺地域は、町民・来街者が徒歩でも安全に行き来できる街路や駅前広場の整備などにより、県道 231 号横瀬停車場線を軸に利便性が高く、賑わいを持った市街地空間の形成を目指します。

② 市街地利用検討地

兎沢町有地一帯は、横瀬駅と国道 299 号に挟まれた利便が高い土地ですが、現在、未利用地となっています。まちなか再生として、町民や来街者が利用できる賑わい空間の創造に資する施設などの市街地的土地利用を慎重に検討していきます。

③ 幹線道路沿道利用地

○国道 299 号・県道 11 号熊谷小川秩父線

国道 299 号や県道 11 号熊谷小川秩父線の沿道は、商業、業務、流通、サービス施設が立地しています。今後も、地域利便の促進に資するサービス施設等の立地誘導のため、沿道土地利用の適切な誘導を図ります。

○県道 231 号横瀬停車場線

県道 231 号横瀬停車場線は横瀬駅と国道 299 号を結ぶ幹線道路で、現在、路外駐車場の土地 利用が多くなっています。今後は、賑わいのあるまちなかを目指し、沿道の景観整備などを検 討していきます。

〇都市間連絡道路 (整備検討道路)

都市間連絡道路は構想段階であり、具体的なルートや位置は決定していませんが、建設により周辺の土地の利便性が高まり、商業的利用が加速される見込みです。検討の進捗にあわせ、立地誘導等の手法も検討しながら、隣接する住・農調和整備地や田園集落地の環境を損なわないよう、沿道環境の整備を検討していきます。

④ 住宅地

第一種住居地域の中心市街地以外の地域は、用途地域に則した住宅地形成を推進し、戸建て住宅、集合住宅を主体とする住宅地の形成を図ります。

⑤ 住・農調和整備地

秩父市市街地に近く、国道 299 号や県道 11 号熊谷小川秩父線にも面する交通利便の高い姿エリアを主体とする住・農調和整備地は、農地から宅地への転用や建築動態が点在的に発生しています。

今後、都市間連絡道路の建設が予定されていることから、土地利用の改変がより進むことが見込まれます。そのため、営農環境の確保と良好な居住環境の共存を目指し、調和のとれた地区整備を図ります。

⑥ 住宅地利用検討地

西武鉄道西武秩父線の沿線南側(駅南エリア)は、鉄道に並行する町道の整備に伴って交通利便 が向上することから、駅南直近の地区として住宅を主体とする良好な民間開発を誘導し、利便性 が高く、居住環境の良好な住宅地の形成を目指します。また、良好な住宅地の居住環境に悪影響を及ぼす可能性のある施設の立地制限を検討します。

⑦ 田園集落地

農地と住宅地、集落地を主体に構成されています。今後も、営農環境の保全とゆとりある居住 環境の維持、向上を図ることで、人口定着を促進し、地域コミュニティを維持していきます。

⑧ 公園施設等

町民や来街者のレクリエーション等のため、既存施設を維持します。

9 都市公園設置検討地

都市公園が設置されていない第一種住居地域内や、今後、市街化や住宅地化が進むと見込まれる姿エリアなどに、町民などのコミュニケーションの場として街区公園規模の公園の設置を検討していきます。

① 森林

丘陵地の緑地は、優れた自然環境、自然景観を有しているとともに、本都市計画区域の景観的 特徴でもあります。今後も、無秩序な開発等により環境、景観が損なわれないよう努めます。

⑪ 観光レクリエーションゾーン

姿の池、羊山公園芝桜の丘(秩父市)、民間観光農園が点在しているなど、レクリエーション施設が集積しています。

この集積を町民だけでなく、来街者も含めたレジャー、レクリエーションのゾーンとして捉え、 各種施設の機能を連携させながら、観光振興、交流促進を図ります。

2) 都市基盤に関する方針

① 道路·交通

○幹線道路

■国道 299 号

交通量が多く、大型車混入率も高い路線であることから、沿道環境の維持や交通安全性の確保のため、両側歩道の設置や適切な歩道幅員の確保を県に要請していきます。

■県道 11 号熊谷小川秩父線

国道 299 号に次いで交通量が多く、国道 299 号との交差点(坂氷交差点)では渋滞も発生して おり、沿道環境の維持や交通安全性の確保のため、歩道の未設置・片側歩道区間の歩道整備等を 県に要請していきます。

■都市間連絡道路

国道 299 号の交通負荷の分散や秩父市、西関東連絡道路へのアクセス強化を目的として構想されている新たな広域ネットワークを形成する幹線道路です。都市構造、土地利用にも影響する幹線道路であることから、関係機関との調整を図りながら、路線整備の検討を進めます。

■県道 231 号横瀬停車場線

両側歩道が整備されていますが、歩道幅員が狭く、町民や来街者が快適に歩行できる状態となっていません。そのため、利用者が安全で快適に通行できるよう歩道の拡幅、整備を県に要請していきます。

■中央通り線

都市間連絡道路から分岐し、中学校東側を通り、横瀬町役場前交差点に至る構想道路です。 都市間連絡道路との連絡や坂氷交差点の交通負荷の軽減、都市計画区域内の交通のさらなる 円滑化を目的としています。また、構想ルートは未利用地が多く、有効な土地利用の促進に よる町の活性化も目的としています。

〇地域集散道路(町道)

幹線道路とともに本地域の骨格を形成する主要な町道で、地域の発生交通を国県道に誘導し、 地域の連絡を円滑に行うための役割を担った道路です。通勤時間帯などでは、自動車、歩行者、 自転車ともに利用者が多い状況ですが、狭小幅員箇所や歩道の未設置区間などの問題があるた め、適正な幅員構成の確保と必要に応じた歩道設置を推進していきます。

○歩行者通行空間

横瀬駅、町役場、町民会館、ウォーターパーク・シラヤマを結ぶ動線や観光レクリエーションゾーンにおいて、住民のウォーキング、来街者の散策のための歩行者空間を「日本一歩きたくなる町プロジェクト」におけるウォーキングコースを主に構築し、安全で快適に通行できる歩行者通行空間の確保を推進します。

○公共交通、駅前広場(横瀬駅)

■西武鉄道西武秩父線·横瀬駅

横瀬駅は、町の玄関口であるとともに、多くの人が集散し、多様な交通が行き来する場所となる交通結節点です。現在、駅前広場やロータリーはなく、駅構内において、自動車や歩行者が混在し、駐輪場の整備も不十分な状態となっています。

そのため、より利便性の高い、魅力的な玄関口として、駅前広場の機能充実とともに、まちなか再生の拠点としての整備を事業者と協議しながら推進していきます。

■路線バス

西武観光バス横瀬線、定峰線、三沢線が、国道 299 号と県道 11 号熊谷小川秩父線に運行されています。今後も、通学や買物等の移動手段として公共交通を維持していきます。

■予約型乗合タクシー

本地域内を予約型乗合タクシーが運行しています。今後も、高齢者等の移動手段として維持していきます。

② 公園・緑地等

○公 園

■ウォーターパーク・シラヤマ

ウォーターパーク・シラヤマは、観光レクリエーションゾーンの拠点施設になっており、町外からの利用者が多い施設です。今後は、利用者のニーズにあった親水公園として整備改善に努めるとともに、河川敷も含めた有効活用を検討します。

■都市公園(計画)

市街地となる第一種住居地域内では、都市公園が未設置となっています。また、住宅地化が 見込まれる姿エリアは、広場等がなく、地域コミュニティの場が不足すると考えられます。

公園の設置規模は、街区公園を想定しています。街区公園は、小規模で身近な公園であり、 憩いの場、コミュニティ形成の場となります。配置に当たっては、市街地や人口が集積する地 区の利用しやすい位置や利用者、利用圏域の想定を十分に検討していきます。

■コミュニティ広場

現在、1箇所のコミュニティ広場があり、今後も地域の管理運営のもと、地域コミュニティ 形成の拠点として利活用していきます。あわせて、災害時の避難場所として機能するよう、必 要に応じて防災設備の設置を推進します。

また、コミュニティ広場内に「プレーパーク」の配置など、子育て支援を目的とした整備を 検討していきます。

〇緑 地

■住宅地

第一種住居地域内の緑地は、屋敷林や斜面地の樹林地になります。居住環境や都市景観の維持のため、適正な管理による保全を推進します。

■森 林

本地域西側の丘陵地の緑地は、羊山公園芝桜の丘(秩父市)に接する樹林地となっています。 秩父地域を代表する景観であるため、景観が損なわれないよう保全を推進します。

■河岸緑地等

横瀬川等の河川沿いの斜面緑地やその他の良好な緑地は、景観的、自然生態的にも重要な緑地として保全を図ります。

③ 都市施設等

〇公共下水道

本地域の西武鉄道西武秩父線より北側の大部分は、特定環境保全公共下水道の処理区域に属し、既に供用開始されています。今後は、未接続の宅地における下水道への接続を促進し、下水道処理区域外は合併浄化槽の設置促進を図り、公共用水域の水質改善に努めます。

○その他の都市施設

■町有施設

町役場、町民会館等の公共施設は、各施設管理者が適正な施設の維持管理を推進します。

■公会堂

公会堂は、各区による適正な維持・管理を行うとともに、地域のコミュニティ拠点としての 機能の向上に努めます。

■歴史文化施設

秩父札所三十四箇所(第九番明智寺)や島田家建造物の文化財などの歴史文化施設は、地域の歴史文化を伝える町の歴史文化資産として保護、保全を図っていきます。

3) 都市環境に関する方針

① 景 観

○自然景観

丘陵地の緑や農地の自然景観、河川の親水景観、後背の緑地と融合した田園景観を、自然に 根ざした豊かな景観として保全、育成し、後世に継承していきます。

○都市景観

中心市街地や幹線道路沿道では、建築物の配置、形態、意匠等による景観誘導や周辺環境と の色彩の調和、良好な屋外広告物を誘導し、良好な都市景観の形成に努めます。

住宅地では、相隣環境の確保、地震時に倒壊のおそれのない塀の奨励、周辺景観との色彩の

調和など、住宅地の景観形成に努めます。

② 環 境

〇公共用水域

本地域は、中郷地区の一部が公共下水道区域になっており、今後も、健全な下水道運営のため、未整備区域の整備促進と加入率の向上に努めるとともに、公共下水道区域以外については、合併浄化槽の導入及び適正管理に努め、公共用水域の水質向上に努めます。

4) 防災に関する方針

① ハード防災

○避難場所

避難場所となっている広場、コミュニティ施設の防災機能の充実を図ります。

○避難路

安全な避難路の整備、確保のため、主要道路の拡幅、歩道整備等の道路整備を推進します。

○河川整備

横瀬川増水による浸水のおそれのある箇所については、県に護岸整備等の河川改修、整備の 要請を行っていきます。

○治山・治水

土砂災害警戒区域と特別警戒区域が分布することから、特に危険な箇所については、円滑な整備、改善に向けた関係機関への働きかけを推進します。

② ソフト防災

○地域コミュニティ等

地域が一体となって防災力を強化するため、自主防災組織、地域コミュニティの育成を推進します。

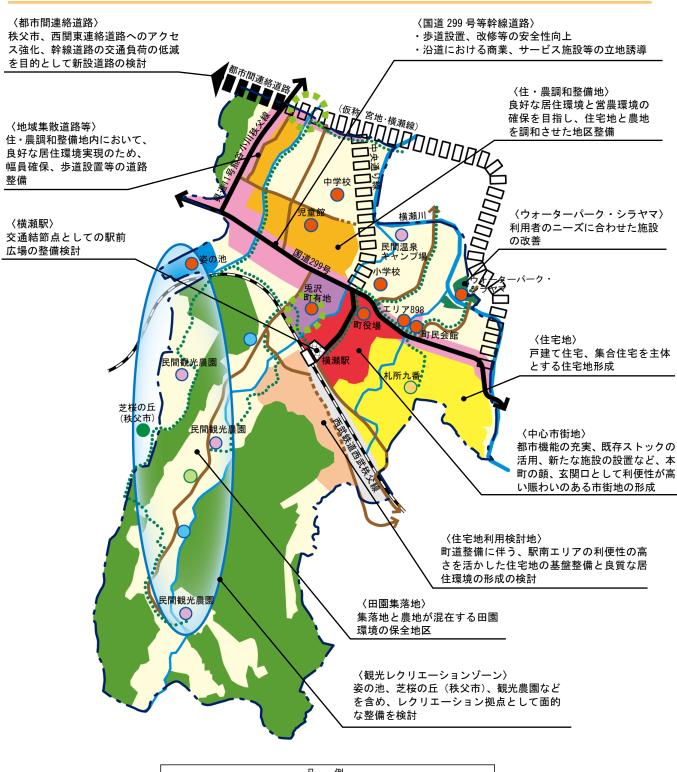
○防災情報の共有等

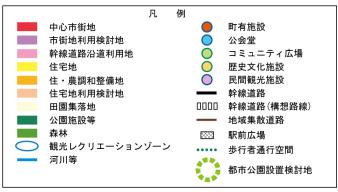
通常時において、ハザードマップ等の防災情報の共有、災害危険箇所の確認、避難場所・避難 路の確認等を促進します。

③ 空き家、低·未利用地の対策

管理がされていない空き家、低・未利用地については、所有者に適正管理について働きかけを行っていきます。また、空き家の利用を促進するため「ちちぶ空き家バンク」による利活用や補助制度(住宅環境改善及び空き家活用促進補助金)の普及、情報提供を推進します。

(5) 中央地域構想図





4. 南部地域

- ○南部地域は、都市計画区域の南東部に位置し、武甲山山麓に広がる地域で、北側に用途地域の工業地域が指定されています。地区では根古屋地区と中郷地区及び宇根地区の一部が該当します。
- 〇北側に国道 299 号、地域中央を町道 1 号線が通り、地域の骨格を形成しています。
- ○本地域の1/4が工業地となっており、その他は住宅地、集落地、農地による田園地域が広がっています。
- ○地域の面積は、約 174ha で、都市計画区域(789ha)の 22%を占めています。





(1)地域の特性

1)人口、世帯数

- ○地域の人口、世帯数は、2020年時点、人口で879人、世帯数で387世帯が居住し、都市計画区域総人口の12%を占めています。
- ○2000 年以降の 20 年間の人口、世帯数の変化は、人口が 37%程度減少し、世帯数も 13%程度減少しています。

図 人口、世帯数の推移(各年4月1日現在)



資料:住民基本台帳

2) 地域の特性

① 土地利用

- ○宅地は、生川の周辺の平坦地に分布しています。
- O工業地は、北西部や南東部にまとまって集積しています。
- ○農地は、生川の周辺の平坦地に分布しています。
- 〇山林は、南西部にまとまって分布し、都市計画区域界周辺も山林になっています。
- ○河川は、大指沢、中野沢、城谷沢が生川に合流し、生川は、北端の横瀬川に合流しています。

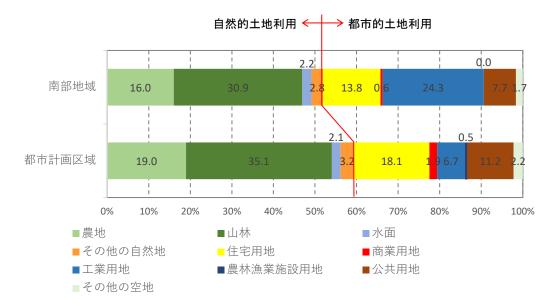
② 交通基盤

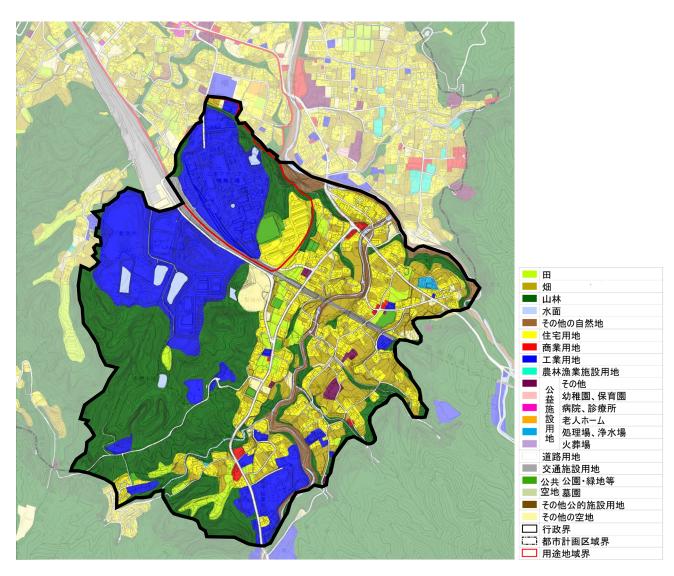
- ○幹線道路は、地域北端に国道 299 号が東西に通り、地域の内外を結んでいます。
- 〇町道1号線は、武甲山山麓のセメント工場からの交通、地域内の工業地からの交通を国道299号につなぐ重要路線となっており、地域の骨格を形成しています。また、西武鉄道西武秩父線に沿って通る町道3号線が、中央地域をつなぐ地域集散道路になっています。
- ○公共交通は、西武観光バスと予約型乗合タクシーが運行しています。

③ 主要施設、地域資源

- ○武甲山の石灰石の採掘、加工施設の多くが本地域に集積しています。
- 〇主要施設は、公会堂、コミュニティ広場の公共公益施設、秩父札所三十四箇所(第八番西善寺)、 御嶽神社里宮、根古屋城址(都市計画区域外)等の歴史文化施設があります。

図 土地利用現況





資料:都市計画基礎調査

(2)地域の課題

1) 工業地と田園地域の共存

- ○本地域の工業は、町の主要産業の一角であり、今後も工業地の確保、工業生産環境の維持向上、工業地に適した環境整備が必要です。
- O工業地と周辺の住宅地や集落地との共存のため、田園地域の環境の維持向上が必要です。

2) 安全な道路環境の形成

- ○国道 299 号は、大型車交通量の多い路線ですが、歩道の未設置区間があるため、歩行者の安全確保のための歩道整備が必要です。
- 〇地域内の発生交通を国道 299 号に導き、地域の骨格や災害発生時の主要な避難路にもなる地域集 散道路の整備や適正な維持管理が必要です。

3) 合併浄化槽の整備促進

○本地域は下水道処理区域外となっています。公共用水域の水質向上のため、合併浄化槽の整備促進を図る必要があります。

4) 自然環境の適正管理と有効活用

○全域が県立武甲自然公園に属することを踏まえ、河川の清流や河岸の斜面緑地、風景として写る 丘陵地の緑地等の豊かな自然を適正に管理し、貴重な自然は保全策を図る必要があります。

5) 自然災害に対する備え

〇中央部及び東側の丘陵地の一部に土砂災害警戒区域があり、状況に応じた対策の検討が必要です。 また、本地域全体で風水害や地震等の自然災害に対応した地域づくりが必要です。

6) 空き家、低・未利用地の増加

○人口減少に伴って、空き家や耕作放棄地などの低·未利用地が発生する傾向にあります。空き家 や低·未利用地が適正に管理されないまま放置されると、地域の防災・防犯、景観、生活環境の悪 化など、様々な問題が生じる恐れがあります。

(3)地域整備の目標

1) 地域の将来像

本地域は、本町のシンボルである武甲山の石灰石を利用した石灰石産業の工場が集積する地域となっています。

また、武甲山の山麓であるため、優れた自然環境と自然景観を有している地域でもあります。 この「自然環境」と「活力ある産業」が調和し、里山の集落地域に自然と活気がある地域づくり を目指して、本地域の将来像を次のとおりとします。

■地域の将来像

「田園と産業が調和した活力と彩り豊かなまち」

2)地域づくりの目標

本地域の特性及び課題を踏まえ、将来像の実現に向けた地域づくりの目標を以下に掲げます。

- ●工業生産環境と田園地域の居住環境の共存と調和
- ●幹線道路や主要町道の歩行者の安全確保
- ●交通動線や避難路となる地域集散道路の整備
- ●豊かな緑の自然環境や自然景観の保全

この目標に則し、地域づくりの方針として、土地利用に関する方針、都市基盤に関する方針、都市環境に関する方針、防災に関する方針を定めていきます。

(4)地域づくりの方針

1) 土地利用に関する方針

① 田園集落地

農地と住宅地、集落地を主体に構成されています。今後も、営農環境の保全とゆとりある居住 環境の維持、向上を図ることで、人口定着を促進し、地域コミュニティを維持していきます。

② 工業地

三菱マテリアル横瀬工場が立地している地域に、用途地域の工業地域が指定されています。また、工業地域の南側も工業地として利用されています。今後もこの地域は、工業地として、本町の産業、雇用の支えとなるよう工業利用に純化した土地利用を継続していきます。

工業地外周部は、緑地が多く植生しており、緩衝緑地の機能を果たせるよう適切な維持管理を促進します。

③ 森 林

丘陵地の緑地は、優れた自然環境、自然景観を有するとともに、本都市計画区域の景観的特徴でもあります。今後も、無秩序な開発等により環境、景観が損なわれないよう努めます。

2) 都市基盤に関する方針

① 道路·交通

○幹線道路

■国道 299 号

交通量が多く、大型車混入率も高い路線であることから、沿道環境の維持や交通安全性の確保のため、両側歩道の設置や適切な歩道幅員の確保を県に要請していきます。

○地域集散道路

地域集散道路である町道1号線は、本地域の骨格を形成する重要路線であり、工業地や都市計画区域外の石灰石産業工場を利用する大型車両が利用する主要路線になっています。また、町道1号線から分岐する町道3号線も工業地に至る大型車両の重要路線となっています。これらの路線は、円滑な交通確保のため、適切な維持管理を行っていきます。

本地域の生川東側地域では、町道 103 号線、106 号線が災害時等の避難路や町道 1 号線の迂回路としての機能確保などを担う道路となります。安全な交通と災害時の機能が確保できるよう整備を検討します。

○歩行者通行空間

横瀬駅から武甲山登山者やハイカーが通行する町道1号線、3号線及び根古屋城址、御嶽神 社里宮や札所八番西善寺周辺など、住民のウォーキング、来街者の散策のための歩行者空間を 「日本一歩きたくなる町プロジェクト」におけるウォーキングコースを主に構築し、安全で快 適に通行できる歩行者通行空間の確保を推進します。

〇公共交通

■路線バス

西武観光バス横瀬線が国道 299 号に運行されています。今後も、通学や買物等の移動手段と して事業者と協力して路線バスを維持していきます。

■予約型乗合タクシー

本地域内を予約型乗合タクシーが運行しています。今後も、高齢者等の移動手段の利便性向上に努めていきます。

② 公園·緑地等

〇公 園

■コミュニティ広場

現在、2箇所のコミュニティ広場があり、今後も地域の管理運営のもと、地域コミュニティ形成の拠点として利活用していきます。

また、コミュニティ広場内に「プレーパーク」の配置など、子育て支援を目的とした整備 を検討していきます。

○緑 地

■武甲山山麓

武甲山山麓の緑は、優れた自然環境、自然景観を有しています。本町の景観的特徴である豊かな緑の維持保全を図るとともに、開発等により環境、景観が損なわれないよう努めます。

■河岸緑地等

生川等の河川沿いの斜面緑地やその他の良好な緑地は、景観的、自然生態的にも重要な緑地として保全を図ります。

③ 都市施設等

○公共下水道

本地域全域が公共下水道区域外となっています。公共用水域の水質改善のため、合併浄化槽の設置を促進していきます。

○その他の都市施設

■公会堂

公会堂は、各区による適正な維持・管理を行うとともに、地域のコミュニティ拠点としての 機能の向上に努めます。

■歴史文化施設

秩父札所三十四箇所(第八番西善寺)、御嶽神社里宮、根古屋城址などの歴史文化施設は、地域の歴史文化を伝える町の歴史文化資産として保護、保全を図っていきます。

3) 都市環境に関する方針

① 景 観

○自然景観

丘陵地の緑や農地の自然景観、河川の親水景観、後背の緑地と融合した田園景観を、自然に 根ざした豊かな景観として保全、育成し、後世に継承していきます。

○都市景観

工業地の建築物の景観と周辺の田園景観や緑地との融和を目的に、地区外周部の緑地(緩衝緑地)の保全と維持管理を促進します。

② 環 境

〇公共用水域

本地域は、全域が公共下水道区域外のため、合併浄化槽の導入及び適正管理に努め、公共用水域の水質向上に努めます。

4) 防災に関する方針

① ハード防災

○避難場所

避難場所となっている広場、コミュニティ施設の防災機能の充実を図ります。

○避難路

安全な避難路の整備、確保のため、主要道路の拡幅、歩道整備等の道路整備を推進します。

○河川整備

横瀬川増水による浸水のおそれのある箇所については、県に護岸整備等の河川改修、整備の 要請を行っていきます。

○治山・治水

土砂災害警戒区域と特別警戒区域が分布することから、特に危険な箇所については、円滑な整備、改善に向けた関係機関への働きかけを推進します。

② ソフト防災

○地域コミュニティ等

地域が一体となって防災力を強化するため、自主防災組織、地域コミュニティの育成を推進します。

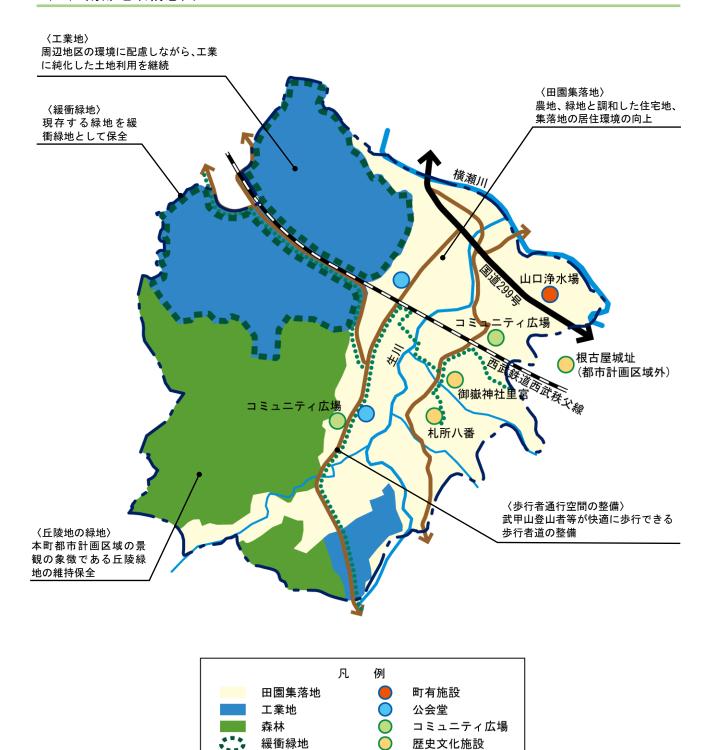
○防災情報の共有等

通常時において、ハザードマップ等の防災情報の共有、災害危険箇所の確認、避難場所・避難 路の確認等を促進します。

③ 空き家、低·未利用地の対策

管理がされていない空き家、低・未利用地については、所有者に適正管理について働きかけを行っていきます。また、空き家の利用を促進するため「ちちぶ空き家バンク」による利活用や補助制度(住宅環境改善及び空き家活用促進補助金)の普及、情報提供を推進します。

(4) 南部地域構想図



河川等

幹線道路

地域集散道路 歩行者通行空間